

# 東京工芸大学における個人情報保護に関する基本方針

平成17年2月22日  
理事長裁定

この基本方針は、平成17年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)が施行されるのに伴い、学校法人東京工芸大学及び法人が設置する東京工芸大学(以下「大学」という。)の保有する個人情報の適切な管理のために講ずべき措置として、最小限のものを示すものである。

## 1. 基本方針制定の目的

大学が保有する個人情報の取扱いに関し、その収集、保管、利用について必要事項を定め、大学の責任を明確にするとともに、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

## 2. 個人情報の定義

この基本方針でいう個人情報とは、個人情報保護法で規定する「個人情報」をいい、「個人情報データベース等」、「個人データ」を含むものとする。

個人情報保護法における「個人情報」とは、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人が識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうちから、業務上取得、又は作成した全ての情報をいう。

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

「個人データ」とは、個人情報のうち、データベースに管理された情報及びデータベースから引き出された情報をいう。

## 3. 個人情報保護委員会の設置

基本方針の目的を達成するために、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。委員会の規程については、別に定めるものとする。

## 4. 個人情報管理に係る管理者の設置

基本方針の目的を達成するために、大学に個人情報総括管理者、個人情報管理者及び個人情報保護担当者を置くものとする。

## 5．個人情報の対象者

大学に在籍する学生（大学院生、学部生、研究生等、本学で教育を受ける者）

法人が設置している、又は設置していた学校を離籍した者（大学院生、学部生、短大生、研究生等、本学で教育を受けた者）

、 に掲げる学生等の保証人、父母及び家族、又は親族

大学が雇用している、又は雇用していた教職員

に掲げる者の保証人、家族、又は親族

法人の理事、監事及び評議員、又は理事、監事及び評議員であった者

大学に在籍する研究員等、教育研究活動に従事する者、又は従事した者

教職員採用応募者

大学の入学試験志願者及び出願者

大学が開催する公開講座、講演会、その他の催し物の受講希望者、受講者及び参加者、又は過去に受講及び参加した者

大学に寄付又は寄贈した者

大学の施設設備等を利用する、又は利用した団体の責任者、申込者及び個人

その他、大学に対して照会、問合わせ、意見、質問、要望、要求等を行った者

## 6．保護の対象となる個人情報項目

大学における保護の対象となる個人情報の項目は、次に掲げるものとする。

身元・身上情報、学歴・学位情報、保証人情報、家族・親族情報、健康管理・医療情報、入学試験等成績情報、入学試験等選考・判定情報、志願情報、学籍情報、履修・成績情報、学費納入情報、求職・進路指導情報、進路先・勤務先情報、奨学生（応募）情報、課外活動情報、職歴情報、雇用情報、任用情報、給与情報、報酬情報、税情報、社会保険情報、教育・研究実績情報、施設設備利用情報、図書館利用情報、賞罰情報、免許資格情報、コンピュータ利用情報、その他本人に係わる個人情報

## 7．個人情報保護の適用除外

次に掲げる場合は、保護の適用除外とする。

出版物又は既に報道等により、公にされた個人情報

法令等により、公にすることが必要な個人情報

## 8．個人情報の利用目的

大学は、教育研究、学生指導、管理運営等の必要な業務を遂行するために、個人情報を利用するものとする。

## 9．大学の責務

個人の基本的な権利を尊重し、個人情報の保護を図るために、大学は、個人情報を提供する者へ個人情報の利用目的を周知、及び情報の公開を行うものとする。

また、雇用する教職員に対し、規則等の遵守を徹底し、学生に対しても個人情報保護に関する啓蒙を行うものとする。

## 10．個人の責務

- (1) 大学に在籍する教職員及び学生は、個人情報保護に努めなければならない。
- (2) 個人情報を収集目的以外に流用、第三者に漏洩、又は流失させた場合は、教職員にあっては就業規則に基づき、学生にあっては学則に基づき処分するものとする。
- (3) 大学に在籍していた教職員及び学生等は、知り得た個人情報を第三者に漏洩又は流失してはならない。漏洩又は流失により、大学に損害を与えた場合は、しかるべき措置を講ずるものとする。

## 11．個人情報の適正取得

- (1) 個人情報は、大学の教育研究、学生指導、管理運営等の業務に必要な範囲に限って収集するものとする。
- (2) 個人情報は、本人から適正かつ公正な手段によって収集しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当するときは、本人以外から収集することができる。

本人の同意があるとき。

出版物又は既に報道等により公にされているとき。

法令等の規定に基づくとき。

個人の生命、身体の安全、又は財産の保護のため、緊急、かつ、やむを得ないと認められるとき。

その他、個人情報管理者が本人以外から収集することに相当の理由があると認められるとき。

- (3) 個人情報の収集にあたっては、大学が定める学則及び就業規則等で規定するものを除き、原則として次の事項について明らかにし、本人の同意を得なければならない。

収集の目的

用途

- (4) 個人情報の収集にあたっては、思想・信条及び宗教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項を調査してはならない。

## 12．本人の同意の方法

個人情報の収集にあたって本人の同意の方法については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人情報を記載する所定の紙媒体又は電子媒体の様式に、収集の目的、用途、保有期間を明記

した上で本人が個人情報を提供した場合は、同意したものとする。

(2) インターネットを經由して大学ホームページ等から個人情報を収集する場合は、収集の目的、用途、保有期間を明記した上で本人が個人情報を提供した場合は、同意したものとする。

(3) 本人の同意については、(1)、(2)を原則とするが、本人の意思により口頭、電話等でなされた場合は、本人が同意したものとする。

### 13 . 本人の同意の適用除外

個人情報の収集にあたって次に掲げる事項に該当する場合は、本人の同意を要しないものとする。

大学に在籍する学生等については、学則に規定されるものの他、教育研究上、又は大学から便宜又は利益を得るために必要な手続等のために提供する個人情報

教員が専ら本人に対する教育的活動を遂行するために本人から収集し、本人の利益を不当に侵害しないと認められる個人情報

大学が雇用する教職員については、法令及び就業規則で規定されるものの他、大学が事業を管理運営するために収集する個人情報

### 14 . 利用及び提供の制限

個人情報を収集した目的以外のために利用又は提供してはならない。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、この限りではない。

本人の同意があるとき。

出版物又は既に報道等により公にされているとき。

法令等の規定に基づくとき。

個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため、緊急、かつ、やむを得ないと認められるとき。

その他、個人情報管理者が本人以外から収集することに相当の理由があると認められるとき。

その他、委員会が適当と認めたとき。

### 15 . 個人情報の適正管理

個人情報管理者は、個人情報の安全保護及び正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

個人情報の紛失、毀損、破壊、その他の事故の防止

個人情報の改ざん及び漏洩の防止

個人情報の正確性及び最新性の維持

不要となった個人情報の破棄又は消去

## 16．個人情報の持ち出し制限

- (1) 個人情報は、原則として学外に持ち出してはならない。ただし、個人情報を使用する業務を外部に委託する時は、この限りではない。
- (2) 外部に個人情報を使用する業務を委託する場合、個人情報管理者は、委託業者との間で個人情報の保護に関する覚え書きを締結しなければならない。
- (3) (1)の定めにかかわらず、教員が学事運営にかかる資料、試験答案、論文、レポート等の資料で、教員が教育研究活動の遂行に必要な場合は、学外持ち出し制限の適用除外とする。

## 17．個人情報の収集の届出

業務遂行上、新たに個人情報を収集する時は、以下の事項をあらかじめ個人情報管理者に届け出て承認を得なければならない。

名称

利用目的

収集対象者

収集方法

収集項目

保管方法

## 18．個人情報の開示

- (1) 本人は、自己に関する個人情報の開示を請求することができる。
- (2) 開示請求する場合は、本人であることを明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文書を個人情報管理者宛に提出しなければならない。
- (3) 開示の請求があった場合は、個人情報管理者は開示しなければならない。ただし、開示しないことが明らかに正当であると認められるときは、その個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。
- (4) 個人情報の全部又は一部を開示しないときは、個人情報管理者は、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

## 19．個人情報の開示制限

個人情報が次に掲げる事項に該当する場合は、個人情報を開示しないものとする。

法令等の定めるところにより、本人に開示することができないと認められるとき。

本人の評価、選考、指導、相談、診断等に関する情報であって、開示することにより、教育研究又は大学の適正な管理運営に支障が生ずる恐れがあるとき。

開示することにより、第三者の権利保護を侵害する恐れがあるとき。

その他、委員会で開示が適当でない判断したとき。

## 20．個人情報の訂正又は削除

- (1) 本人は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めるときは、開示の手続きに準じて、個人情報管理者に対して、その訂正又は削除を請求することができる。
- (2) 個人情報管理者は、個人情報の訂正又は削除の請求を受けた時は、すみやかに調査のうえ、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。また、訂正又は削除に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

## 21．不服の申し立て

- (1) 個人情報の開示及び訂正又は削除の請求に基づいてなされた措置に対して不服がある者は、本人であることを明らかにして、委員会に対して、文書で不服の申し立てを行うことができるものとする。ただし、不服申し立て事項が同一内容の場合は、再度の申し立てはできないものとする。
- (2) 委員会は、不服の申し立てを受けたときは、すみやかに審議、決定し、その結果を文書により本人に通知しなければならない。
- (3) 委員会は、必要があると認めるときは、本人又は個人情報管理者に対して意見の聴取をすることができる。